

国民年金

7月の年金相談日

※事前に電話予約が必要です。

7月15日(水)
午前10時～午後3時

受付
電話 新庄年金事務所
0233(22)2050

国民年金を納めることがむずかしいときは

免除・猶予申請(学生納付特例)をご利用ください

種別	申請年度	対象期間	申請受付年月	必要な所得年(年度)
国民年金保険料 免除申請 (納付猶予申請)	平成30年度分	平成30年7月～ 令和元年6月	現在受付中～ 令和2年7月	平成29年中の所得 (平成30年度)
	令和元年度分	令和元年7月～ 令和2年6月	現在受付中～ 令和3年7月	平成30年中の所得 (令和元年度)
	令和2年度分	令和2年7月～ 令和3年6月	令和2年7月～ 令和4年7月	令和元年中の所得 (令和2年度)
学生納付特例申請	令和2年度分	令和2年4月～ 令和3年3月	現在受付中～ 令和4年3月	令和元年中の所得 (令和2年度)

【免除申請に必要なもの】

- ①免除を受ける方の年金手帳、または国民年金保険料納付通知書
- ②免除を受ける方のマイナンバーがわかるもの
- ③印かん
- ④失業などの場合は「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」(写し可)
- ⑤学生の場合は「学生証」(写し可・有効期限があるもの) または「在学証明書」(原本)

【免除申請が認定されると、納付月額はそのようになります】

免除の種類	全額免除	4分の3額免除	半額免除	4分の1免除	若年者納付猶予(学生納付特例)
納付月額	0円	4,140円	8,270円	12,410円	—

・免除申請認定後、免除の段階に応じた納付書が送付されますので、その納付書にて納付をお願いします(全額免除・納付猶予を除く)。免除決定後、免除の種類に応じた額の納付をされない場合は、未納となりますのでご注意ください。

★新型コロナウイルス感染症による特例免除申請も受付しています★

- ・対象となる方(以下の2点を満たす方)
- (1)令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少した。
- (2)令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる。

◆問い合わせ先/新庄年金事務所 ☎0233(22)2050
市民税務課 市民年金係 ☎(22)1111【内線131～135】

保険税・保険料の改定に関するお知らせ

令和2年度分より、各保険税(料)が下記のとおり変更となります。
今年度の保険税(料)の通知書は、7月中旬にお送りします。

国民健康保険税について

下記の3点が変更となります。

- ①保険税(医療給付費分)の課税限度額…63万円(変更前61万円)
- ②保険税(介護納付金分)の課税限度額…17万円(変更前16万円)
- ③保険税に対する軽減制度の基準(軽減対象:均等割と平等割のみ)

軽減割合	所得基準(世帯主・被保険者・特定同一世帯所属者の所得合計)
7割軽減	33万円
5割軽減	33万円+28.5万円(変更前28万円)× (国保加入者+※特定同一世帯所属者数)以下
2割軽減	33万円+52万円(変更前51万円)× (国保加入者+※特定同一世帯所属者数)以下

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療保険制度へ移行した方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方です。ただし、対象者がその世帯員でなくなった場合や世帯主が変更となった場合は該当しません。

介護保険料について

低所得者の介護保険料額(第1、2、3段階)について、下記のとおり変更(引き下げ)となります。

●令和2年度 介護保険料変更内容

段階	対象者区分	年間保険料	
		令和元年度	令和2年度
第1段階	○生活保護の受給者 ○世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税対象年金収入額とその他の合計所得額が80万円以下	24,570円	19,656円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税対象年金収入額とその他の合計所得額が120万円以下	40,950円	32,760円
第3段階	○世帯全員が市民税非課税で第1、第2段階に該当しない	47,502円	45,864円

※上記以外(第4～10段階)については変更ありません。

後期高齢者医療保険料について

●後期高齢者医療保険料が、下記のとおり変更となります。

令和元年度		令和2年度	
所得割率	8.01%	所得割率	8.68%
均等割額	41,100円	均等割額	43,100円
賦課限度額	62万円	賦課限度額	64万円

●所得の少ない方の均等割の軽減割合が、下記のとおり変更となります。

令和元年度	令和2年度
8.5割軽減	7.75割軽減
8割軽減	7割軽減

※その他の変更や詳細は、通知書に同封するリーフレットをご覧ください。 ☎市民税務課 市税係【内線123、124】